

第 7 号議案

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例 の整理に関する条例の制定について

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例 の整理に関する条例

(亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 亀岡市一般職員の給与に関する条例(昭和 30 年亀岡市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

第 20 条の 2 第 2 号中「(同法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第 21 条第 1 項及び第 23 条第 5 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の退職手当に関する条例(昭和 30 年亀岡市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「(同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。)」を削る。

(亀岡市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 亀岡市職員等の旅費に関する条例（昭和37年亀岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第2号から第5号まで若しくは」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号又は」に改める。

（亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年亀岡市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

（亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年亀岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第16条及び第17条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第18条第2項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例
の整理に関する条例案要綱

- 1 地方公務員法の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、令和元年12月14日から施行すること。